



島根県報

令和2年5月29日（金）

号外第71号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	()	4
島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	(健康福祉総務課)	4
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	(薬 事 衛 生 課)	4
島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	()	7

【告示】

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正	(雇 用 政 策 課)	8
------------------------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則（規則第56号）

1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する動物の愛護及び管理に関する法律に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 第一種動物取扱業者であった者に対し、必要な勧告をすること。

イ アの勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

ウ 必要な限度において、第一種動物取扱業者であった者に対し報告を求め、又は立入検査をすること。

エ 周辺的生活環境が損なわれている等の事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

オ 必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し報告を求め、又は立入検査をすること。

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則（規則第57号）

1 規則の概要

(1) 次に掲げる事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）

ア 商業・サービス業感染症対応支援事業の補助金の交付を決定すること。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する動物販売業者等定期報告届出書を受理すること。

(2) 引用する条項の整理（別表第2・別表第5関係）

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のイについては、公布の日から施行することとした。

◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

有料施設等の使用料について、知事が特別な理由があると認めるときは、知事が別に定める額を減免することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年5月9日から適用することとした。

◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

(1) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第2条関係）

(2) 指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出書の様式を定めることとした。（第4条・第3号様式）

(3) 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴う所要の経過措置を規定することとした。（附則第2項—第5項）

(4) その他規定の整理

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

特定動物の飼養又は保管の許可に係る規則で定める基準は、特定動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑した特定動物の区分によることとした。(第4条関係)

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第56号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表保健所の部46の項第1号中「第2条の2第1項」を「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和2年島根県条例第20号。以下この項において「改正条例」という。)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の食品衛生法施行条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条の2第1項」に改め、同項第2号中「第2条の2第2項」を「改正条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第2条の2第2項」に改め、同項第6号から第10号までの規定中「別表第1」を「改正条例附則第2項の規定により公衆衛生上講ずべき措置の基準とされる旧条例別表第1」に改める。

別表保健所の部54の項第6号中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同項第9号中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同項中第26号を第31号とし、第18号から第25号までを5号ずつ繰り下げ、同項第17号中「第25条第4項」を「第25条第7項」に改め、同号を同項第22号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 第25条第5項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。

別表保健所の部54の項第16号中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号を同項第20号とし、同項第15号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同号を同項第19号とし、同項第14号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号を同項第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 第25条第1項の規定により、必要な指導又は助言をすること。

別表保健所の部54の項第13号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

(11) 第24条の2第1項の規定により、必要な勧告をすること。

(12) 第24条の2第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(13) 第24条の2第3項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。

別表食肉衛生検査所の部6の項第1号中「第2条の2第1項」を「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(以下この項において「改正条例」という。)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の食品衛生法施行条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条の2第1項」に改め、同項第2号中「第2条の2第2項」を「改正条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第2条の2第2項」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「別表第1」を「改正条例附則第2項の規定により公衆衛生上講ずべき措置の基準とされる旧条例別表第1」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第57号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項第19号部長専決事項の欄の(13)中「条例別表第1」を「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年島根県条例第20号。以下この(13)において「改正条例」という。）附則第2項の規定により公衆衛生上講ずべき措置の基準とされる改正条例による改正前の条例別表第1」に改める。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「島根県事業承継新事業活動等支援事業」の次に「、商業・サービス業感染症対応支援事業」を加え、同表保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同欄の(14)中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に、「犬猫等販売業者定期報告届出書」を「動物販売業者等定期報告届出書」に改め、同欄の(15)中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同欄の(18)中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、別表第5支庁及び県民センターの項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第58号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認めるとき。 知事が別に定める額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県立総合福祉センター条例施行規則の規定は、令和2年5月9日から適用する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第59号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和38年島根県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第4条第7号を削り、同条第6号中「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第4号様式」を「第5号様式」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 施行規則第2条の2に規定する指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出書 第3号様式

第4条第8号を削り、同条第9号中「第11号様式」を「第10号様式」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「第12号様式」を「第11号様式」に改め、同号を同条第9号とする。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第9号様式を削り、第8号様式を第9号様式とし、第3号様式から第7号様式までを1様式ずつ繰り下げ、第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者

氏 名

法人にあっては、その主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名

指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出書

下記のとおり、指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じさせる（おそれがある）旨の情報を得たので、食品衛生法第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1	情報を得た年月日	年 月 日			
2	指定成分等含有食品の製品名				
3	指定成分等の含有量				
4	健康被害を受けた者の性別及び年齢*	性 別		年 齢	
5	指定成分等含有食品の摂取状況*				
6	健康被害に係る症状*				
7	健康被害を受けた者が医療機関を受診している場合は、当該医療機関の名称及び所在地*	名 称			
		所 在 地			
8	医療機関における診断結果*				
9	指定成分等含有食品の摂取時に使用していた医薬品等がある場合は、当該医薬品等の名称*				
10	その他必要な事項				

備 考 1 不要の文字は、抹消すること。

2 人の健康に被害を生じさせるおそれがある場合にあつては、*印欄は、記入しないこと。

添付書類 健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票

第10号様式を削り、第11号様式を第10号様式とし、第12号様式を第11号様式とする。

第13号様式及び第14号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年島根県条例第20号。以下この項、次項及び附則第4項において「改正条例」という。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号。次項及び附則第4項において「旧条例」という。）第2条の2第1項及び第2項の規定による届出書の様式は、この規則による改正前の食品衛生法施行細則（次項、附則第4項及び第5項において「旧規則」という。）第9号様式及び第10号様式の例による。
- 3 保健所長又は食肉衛生検査所長は、旧規則第4条第7号の届出書又は前項の届出書（旧規則第9号様式の例に係るものに限る。）を受理したときは、この規則の施行の日（次項及び附則第5項において「施行日」という。）から起算して1年間は、当該届出書を提出した者が改正条例附則第2項の規定により公衆衛生上講ずべき措置の基準とされる旧条例別表第1の第1の2及び同表の第5の1から3までの規定を遵守していることを確認した上で、当該提出した者に対し、旧規則第13号様式の例による届済証を交付するものとする。
- 4 旧規則第4条第7号の届出書又は附則第2項の届出書（旧規則第9号様式の例に係るものに限る。）を提出した者は、施行日から起算して1年間は、当該届出書の内容に変更があったときは、旧規則第14号様式による届出書を保健所長又は食肉衛生検査所長に提出しなければならない。ただし、改正条例附則第2項の規定により公衆衛生上講ずべき措置の基準とされる旧条例別表第1の第1の2及び同表の第5の1から3までの規定に係る事項を変更するときは、あらかじめ旧規則第14号様式の例による届出書を提出し、保健所長又は食肉衛生検査所長の確認を受けるものとする。
- 5 前項の場合において、旧規則第5条第1項又は附則第3項の規定により交付された届済証の記載事項に変更がある場合は、施行日から起算して1年間は、旧規則第14号様式の例による届出書に、当該届済証を添えて提出しなければならない。この場合において、保健所長又は食肉衛生検査所長は、当該届済証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第60号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条中「特定動物」の次に「（特定動物が交雑することにより生じた動物にあつては、交雑した特定動物）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）第3条第1項の規定によりなされた申請については、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の規定を適用する。

告 示

島根県告示第367号

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

島根県知事 丸 山 達 也

第4条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第30条の6第1項の紛争調整委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。